

土浦警察署からのお知らせ

新年あけましておめでとうございます。

土浦警察署では、平成21年の茨城県警察運営重点の指針である、

安全で安心して暮らせる地域社会の確立 ～強く、明るく、親切に～

を目指し、署員が一丸となって取り組んでいきますので、皆様のご支援ご協力をお願いします。



重点取り組み その1

振り込め詐欺の防止

●土浦警察署管内での11月末までの振り込め詐欺の被害は、発生25件、被害総額4300万円となりました。前年と比べても8件増加し、被害額も2000万円増えています。

主な手口は、身内を名乗って「会社のお金を使い込んでしまった」などのうそを言って現金をだまし取るもので、16件もありました。

今後は定額給付金の給付に関する新たな手口も予想されますので、十分にご注意ください。



～被害に遭わないために～

- ★うまい融資話や訴訟通知書を名乗るはがき、税金の還付話があっても、1人で判断せず必ず誰かに相談しましょう。
- ★身内を名乗り、「携帯電話が変わった」と電話がかかってきたら、振り込め詐欺かもしれません。必ず変わる前の電話番号にかけてみましょう。
- ★怪しいなと思ったら、慌てず110番してください。



重点取り組み その2

自転車盗・車上ねらい・ひったくり防止

●自転車盗のうち約18%、車上ねらいのうち約29%が無施錠で被害に遭っています。施錠は確実に行ってください。

●車両や自転車の前かごに、貴重品を置かないようにしてください。

●ひったくりは金融機関の近くで発生しています。常に油断せず、現金は肌身離さず持つようにしましょう。



重点取り組み その3

自警団などの防犯ボランティア団体との協同によるパトロール活動

●自警団など防犯ボランティアの皆さんの協力をいただき、小学生の下校時間帯にパトロールを強化し、被害の防止に努めています。

不審者を発見したら、迷わず110番してください。



重点取り組み その4

交通事故防止対策

●ライトの早目点灯と、夜間走行時のこまめな上向き下向きの切り替えをお願いします。

●高齢者の保護意識を高める「高齢者を守る思いやり運動」にご協力ください。

オウム真理教犯罪被害者等給付金について

平成7年3月の地下鉄サリン事件などオウム真理教による犯罪被害者を救済するために、「オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律」が、12月18日から施行されています。

この法律により、オウム真理教による事件で亡くなられた方のご遺族、障害が残った方および傷病を負った方、また、障害や傷病を負った方が既に亡くなられている場合は、そのご遺族に給付金が支給されます。

※給付金の申請方法や支給条件など、詳しくはお問い合わせください。

問 県警察本部警務課 (☎029-301-0110)
土浦警察署警務課 (☎821-0110)